

随意契約理由書（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号）

信号機改良等工事(第38回)(設置工事)については、交差点等16箇所の交通安全施設の更新等を行う工事であるが、条件付一般競争入札として令和5年9月20日に公告し、同年10月12日に開札した結果、応札者が一者であったため、入札取り止めとなった。

信号機改良等工事は機器製作と設置工事を分離発注しており、関連工事である信号機改良等工事(第38回)(機器製作)については、既に契約締結済みであり、本件設置工事には道路管理者が実施する道路整備工事に関連した信号工事を含むため、年度内に工事を完了する必要がある。

再度公告入札に付した場合には、年度内に工事を完了させるために必要な工期を確保することが困難であり、案件を細分化したとしても入札手続に要する期間相当の工期の短縮は図れないため、早急に契約しなければ事業の目的を達成することができない。

以上の理由から、随意契約を行うため、参加意思のあった4者で見積合せを実施したが、予定価格以下の見積書の提出がなかった。

そのため、工事箇所数を見直し、見積合せを実施したところ、予定価格以下の見積書の提出があったので、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により随意契約を行うもの。

以 上